

令和7年 第3回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第3回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年3月19日(水)					
招集の場所	志布志市有明支所 3階会議ホール					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和7年3月19日 午前9時30分				
	閉会	令和7年3月19日 午前10時9分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	×
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
会議録署名委員	席番9番	隈元 健二		席番10番	栢山 信彦	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野		事務局次長	宮田	
	主幹兼農地GSL	竹之内		主幹兼農地GSL	圖師	
	農地GSL	杉原		主任主査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第19号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第22号 非農地通知に係る対象農地の承認について 議案第23号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の 指名について</p>
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和7年第3回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>宮脇茂樹委員から欠席の、坪山委員から遅参の届出がございました。</p> <p>また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、工藤委員、脇田委員、坪田委員、山下委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番9番、隈元委員と、席番10番、栢山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、圓福委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	圓福	<p>1月の総会で依頼がありましたあっせんが、農地法第3条で成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>4ページのあっせん成立番号2番でございます。</p> <p>所在、地目、面積等は資料のとおりですが、場所につきましては、志布志市立蓬原小学校西側の市道を西へ300m進んだ蓬原開田大地になります。</p> <p>譲受人は、志布志町安楽に事務所があります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>主に米を栽培されておりまして、農機具関係は、コンバイン3台、運搬車6台、乾燥機などを保有されております。</p> <p>〇〇の有明事務所からは車で15分のところにあります。</p> <p>あっせん価格につきましては、2筆合計4,501㎡で、10a当たり22万円で、総額100万円でございました。</p> <p>あっせん委員は、畑山委員と私圓福でございました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、谷宮委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷宮	<p>2月の総会で依頼のありましたあっせんが、農地法第3条により成立いたしましたので報告をいたします。</p> <p>4ページのあっせん成立資料の3番でございます。</p> <p>所在、地目等は資料のとおりですが、場所は県道南之郷志布志線沿いにあります森山小学校から志布志市街地方面へ300mほど進み右折をして、市道森山樽野線を1.2kmほど進んだ左手に位置します。</p> <p>譲受人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さんで、施設ピーマンの栽培をされております。</p>

		<p>農機具類は、トラクター5台、管理機3台のほか、田植え機、耕運機などを保有されております。</p> <p>〇〇さん宅からは、車で約15分の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は、畑でありまして、2,728㎡で、総額で80万円でした。</p> <p>あっせん委員は、山迫委員と私谷宮です。以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>〇〇さんの分ですが、やはり金額が折り合いません。</p> <p>何件も回ってるんですけど、まだ成立ができませんので、引き続き来月も、あっせん活動を継続したいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山迫	<p>〇〇さんの分でございますが、なかなか買い手が見つからず、引き続きあっせん活動していきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>先月依頼がありました〇〇さんの分ですが、現在活動をしていますので引き続き活動していきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>2月25日、有明庁舎にて、市農業公社評議員会、市農業公社研修希望者決定審査会、市農業再生協議会総会に出席、3月3日、事務打合せ、7日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。</p> <p>また、2月17日、私を含め総勢17名の農業委員、農地利用最適化推進委員が、大隅地区農業委員等研修会が大崎町で開催され出会しました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>まずは、6ページ、番号25番について審議いたします。それでは、事務局の報告をお願いいたします。</p>
事務局	次長	<p>令和7年2月総会であっせん成立報告がありました番号25番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市寿にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野神の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地の場所は、市役所松山庁舎から曾於広域農道を、有明方面へ15分ほど進んだところに、株式会社〇〇があります。その〇〇の南側に隣接する所です。</p> <p>〇〇は農地所有適格法人であり、防除機、摘採機、管理機等を所有しており、申請地には茶を栽培する予定とのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の</p>

議長	萩迫	適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
会場	委員	ご審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
会場	委員	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
議長	萩迫	ございませんか。 (会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	次に、番号 26 番について審議いたします。番号 26 番は、〇〇委員に関係
議長	萩迫	がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇
委員	神宮司	委員には、ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席)
		それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
		会長より依頼のありました番号 26 番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さん、81
		歳で、譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、71 歳です。
		申請地は、議案書 6 ページに記載されているとおりです。
		申請地の場所は、国道 220 号線、尚志館高校前交差点から北へ 140m 上り
		右折し、500m 先の右側に志布志畜産があります。志布志畜産を通り過ぎ、
		志布志畜産建物の裏側へ続く道路を 500m 先に安楽川が流れております。そ
		の川沿いに水田が広がっております。中心となる道路を直進、2 つ目の十字
		路の左側 2 つ目の田んぼになります。
		譲受人宅からは、10 分以内、3 km 以内のところにあります。
		〇〇さんは、奥様と 2 人で、水稻、甘藷を栽培しており、申請地には水稻
		を作付けする予定とのことです。
		また、農機具はトラクター 2 台、自走式田植え機、コンバイン 2 台、乾燥
		機 3 機、軽トラック 2 台を保有しています。
		移転内容としては、相手方の要望と規模拡大による売買です。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の
		適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
会場	委員	ございませんか。 (会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場	委員	(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 27 番について審議いたします。山迫委員の報告をお願いいた
委員	山迫	します。 会長より依頼のありました番号 27 番を報告いたします。

		<p>譲渡人は、鹿児島市田上にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、田之浦郵便局から都城方面へ6km進んだ右手に位置します。</p> <p>譲受人宅からは、徒歩1分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、1人で水稲、甘藷を主に栽培されており、申請地には、梅を作付けするとのことです。</p> <p>また、トラクター2台、田植え機を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7ページ、番号28番について審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事務局	桑水	番号28番を宮脇茂樹委員に代わりましてご報告いたします。
		番号28番の譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん75歳です。譲受人は、有明町伊崎田の菅牟田自治会にお住まいの〇〇さん38歳です。大叔母からの贈与・受贈になります。
		申請地の場所は、伊崎田にあるコンビニセブンイレブンから、市役所所有明支所方向に300m進んだところを右に折れて、100m進んで、左に50m進んだところにあります。
		譲受人の自宅から車で2分のところにあります。
		〇〇さんは、奥さんと子供が3人おり、お茶を栽培されていて、申請地にもお茶を植えるとのことです。
		また、トラクター4台、乗用型茶園管理機10台、他にトラック、防除機を保有されています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号29番について審議いたします。平川委員の報告をお願いいた

<p>委員 平川</p>	<p>します。</p> <p>会長より依頼のありました番号 29 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、有明町野神稻荷下集落にお住まいの〇〇さん、81 歳。</p> <p>譲受人は、同じく稲荷下集落にあります合同会社〇〇代表社員〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、新規就農となります。</p> <p>申請地の場所は、野神校区のそお街道沿いに J A あおぞらの給油所があります。そこより北へ 1 km 進み、森林組合の手前を左折し、稲荷下集会所を通り過ぎて 50m ほど行ったところの左側になります。</p> <p>法人事務所からは、車で 2 分のところにあります。</p> <p>〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族 3 人で、水稻、甘藷、キャベツ、ブロッコリー、じゃがいもを主に栽培されており、申請地にはポテト用じゃがいもを作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター 8 台、耕運機 2 台、コンバイン 1 台、甘藷、キャベツ、じゃがいも、水稻用の植え付けから収穫までの機械一式を保有しています。</p> <p>農薬散布はドローンを使用し、作業の効率を図っています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも、支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p> <p>会場 委員</p> <p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p> <p>議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 30 番について審議いたします。隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 隈元</p>	<p>会長より依頼のありました番号 30 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さん、61 歳で、譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、62 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線から市道稻ヶ迫大野線を 600m 進み、十字路を左に道なりに 800m 進んだ右側の田になります。</p> <p>譲受人宅からは 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛 15 頭、甘藷 2.6ha、飼料 2.3ha を栽培しており、申請地には飼料を作付してありました。</p> <p>また、トラクター 8 台、田植え機 1 台、トラック 2 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも、支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請につ いては、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第5、議案第19号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意 見についてを議題といたします。 9ページ、番号2番を審議いたします。現地を調査された平井委員の報告 をお願いいたします。
委員	平井	議案第19号、番号2番について報告いたします。 調査日は、3月6日、調査員は、平川委員、竹吉委員と、私平井です。 譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況につきましては、それぞれ議案書 及び総会資料のとおりです。 場所は、有明町野神にある曾於地区森林組合から、そお街道を南に90m進 み、右折し、290m進んだ右手に位置します。 除外の目的は、農家住宅です。 排水は、合併浄化槽を通し、市道横にある側溝へ流すとのことです。 申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に、 該当します。 第1種農地の農地転用は、原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に 位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしている と思われま。以上のことにより、調査員協議の結果、農用地区域から除外し てもやむを得ないのではないかとこの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認め ることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第19号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意 見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしまし た。 次に、日程第6、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請につ いてを議題とします。

<p>委員 道山</p>	<p>まずは、11 ページ、番号 8 番を審議いたします。現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 20 号、番号 8 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、3 月 6 日、調査員は、隈元委員、福留委員、そして私道山です。それから、事務局より 2 名同行いたしております。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、同じく志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人も、同じく〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料 10 ページから 12 ページのとおりです。</p> <p>場所ですが、志布志町にありますえびはら皮膚科前の市道清水線を東南東へ 80m 進んで右折し、そこから 85m 進んだ右側に位置します。</p> <p>転用の目的は、事務所、駐車場、車庫、書庫です。</p> <p>排水ですが、事務所の汚水処理につきましては、合併浄化槽にて処理いたします。申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が、40% を超えている区域内にあるため、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>会場 萩迫</p>	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>委員 福留</p>	<p>次に、番号 9 番を審議いたします。現地を調査された福留委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 20 号、番号 9 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、3 月 6 日、調査員は、隈元委員、道山委員と私福留です。</p> <p>譲渡人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんご本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、キッチンむらさきの前の町原弓場ヶ尾線を松山町尾野見方向へ 406m 進んだ左手に位置します。</p> <p>転用目的は、貸事務所、貸店舗です。</p> <p>排水は、合併浄化槽を通して、市道の側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が 51.25% と、40% を超えている区域内にある農地のため、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当します。</p>

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 10 番を審議いたします。現地を調査された竹吉委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	竹吉	<p>議案第 20 号、番号 10 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、3月6日、調査員は、平井委員、平川委員と私です。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、有明町伊崎田にある風八重公民館から市道早馬風八重線を北に500m進んだ左手に位置します。</p> <p>貸農業用倉庫及び作業場、貸駐車場です。</p> <p>指導内容として、地面が平らではないため、重機等を用いて平地にするよう指導しました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、12 ページ、番号 11 番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第 20 号、番号 11 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、3月6日、調査員は、福留委員、道山委員と私隈元です。</p> <p>資料は、19 ページから 21 ページです。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市笠之原町にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及</p>

		<p>び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、志布志市立泰野小学校正門前の信号機から北へ100m進み左折し、100m進んだ左側です。転用目的は、一般住宅です。</p> <p>排水は、合併浄化槽を用い、雨水は、東側西側には外接のブロック塀があり、北側にはブロック塀を建造して、北側の市道側溝に、合流枡を設けて、ビニールパイプを敷設して放流するとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあるため、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当します。第3種農地は、原則許可です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第21号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。
		事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第21号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。
		議案書は、14ページから24ページとなっております。
		まずは議案書14ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和7年度の6月1日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が157,022㎡、畑が74,833㎡、樹園地が19,710㎡で、合計しますと251,565㎡となっております。農地の地権者数は63名、耕作者となる配分予定者は25名です。
		借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。18ページの番号46・47番の配分予定者となっている有限会社そおりサイクルセンター、番号51から55番の農事組合法人サトウアグリは本市では農地所有適格法人にはなっておりませんが、中間管理事業の担当に確認したところ、解除条件付きの貸借となるとのことでした。また、ほかの法人については農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われれます。
		詳細につきましては15ページから24ページの促進計画案及び配分予定者

		<p>案選定理由をご確認下さい。</p> <p>以上で、議案第 21 号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、15 ページ、番号 1 番から番号 4 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
議長	萩迫	
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 4 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 5 番から 24 ページ、番号 137 番までと 14 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 7、議案第 21 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 8、議案第 22 号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	<p>ただいま議題となりました、議案第 22 号非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 26 ページから 29 ページでございます。農地法第 30 条に基づき農業委員、農地利用最適化推進委員のほか協力員の方々の御協力の下、実施していただきました農地利用状況調査において、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 年間について、連続で B 分類となった、いわゆる再生利用が困難な農地と判断された農地に係る非農地通知発出に際し、その対象となる農地の承認を求めるものでございます。</p> <p>今年度の調査の結果、2 年連続 B 分類と判断された農地につきましては、農用地区域内農地で 523 筆、約 63.5ha、農用地区域外農地で 201 筆、約 25.0ha、農振地外農地(都市計画区以内で用途指定が設定されている区域)9 筆、0.3ha となったところでございます。</p> <p>農用地区域内農地につきましては、非農地通知は行わないこととしておりますので、それ以外の農用地区域外農地及び農振地外農地を合わせました 210 筆、約 25.3ha が対象農地となるところでございますが、そのうち、利用</p>

		<p>権の設定や、畑かん給水栓の設置、3条許可後5年未経過などの農地を除外した78筆、約8.5haについて非農地判断をするものでございます。</p> <p>非農地判断を行う農地の登記地目別の内訳につきましては、田が37筆で35,280㎡、畑が40筆で49,171㎡、山林が1筆で439㎡となっております。</p> <p>なお、議決後につきましては、対象農地の所有者等61名に対し、非農地通知書に加え不動産登記法に基づく地目変更登記の案内を同封することで、地目変更登記を推奨することとしております。併せまして、当該農地につきましては、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第22号、非農地通知に係る対象農地の承認については、提案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第23号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	次長	<p>議案第23号 農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書31ページをお開きください。</p> <p>番号5番の申出者は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、神宮司委員、谷宮委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第23号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員